

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、内容に変更がある場合があります。
変更がある場合は、山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」にてご案内いたします。

若手大工育成支援プログラム

「若手大工」参加者募集！

山形県では、大工職人の育成のため、
「若手大工育成支援プログラム」により
若手大工の技能習得を支援します。

● 「若手大工育成支援プログラム」とは

プログラムでは、就職から5年の間に、二級建築大工技能士の取得や墨付け・手刻みなどの技能習得を目指していただきます。

1 支援対象者の認定

県内に本店又は支店のある大工・工務店に就職した若手大工を支援対象者として認定します。

2 サポート資金の交付

認定された大工のうち、一定の技能を習得した方にその費用の一部を直接交付します。
(1年目：10万円、3～5年目：20万円〈1回のみ〉)

※R3年度より20万円の対象者を5年目までに拡充しました！

3 プログラムの修了

二級建築大工技能士を習得し、一定期間継続就業や技能習得が認められれば修了証を交付します。



● 「若手大工育成支援プログラム」の要件

1 支援対象者の認定基準（入職時）

- 令和2年5月1日～令和3年4月30日に大工技能者として就職し、県内に居住していること
- 令和3年4月1日現在で40歳未満

2 サポート資金の交付要件

10万円：就業1年目（令和3年度に認定を受けた方） 25人程度

1年間就業し、県が定める技能講習等※を受講していること

※ 足場の組立て等特別教育、玉掛け技能講習など。詳しくは山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」をご覧ください。

20万円：就業3～5年目の1回のみ（平成30年度から令和元年度までに認定を受けた方）

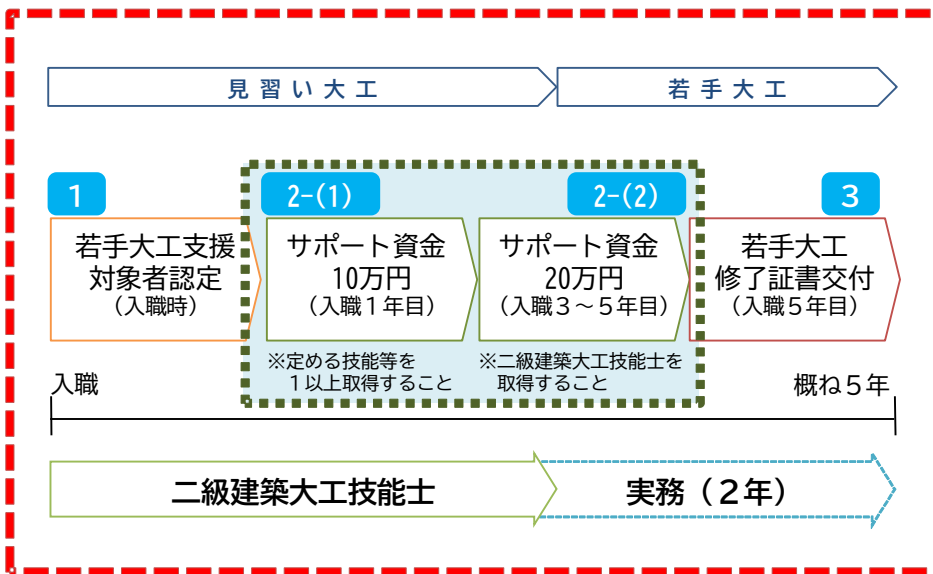
3～5年間就業し、二級建築大工技能士を取得していること

3 プログラムの修了基準

- 3年以上継続して就業していること
- 二級建築大工技能検定に合格していること
- 二級建築大工技能検定合格後2年の実務経験を有していること、または、プログラムの期間が5年目であること
- 簡単な在来軸組木造住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができるなどの県が定める技能を習得していること

※プログラムの修了者と雇用する大工・工務店については、山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」で紹介させていただきます。>

● プログラムの流れ、申請手続き



1 支援対象者認定申請

提出期間：令和3年6月1日(火)
～7月15日(木)

2-1) サポート資金交付申請

提出期間：令和4年1月5日(水)
～1月31日(月)

2-2) サポート資金実績報告

提出期間：令和4年2月22日(火)
～3月23日(水)

3 プログラム修了申請

提出期間：令和4年2月22日(火)
～3月23日(水)

提出窓口

(郵送又は持参)

山形県県土整備部建築住宅課：〒990-8570 山形市松波2-8-1

TEL023-630-2651

(持参のみ)

村山総合支庁建設部建築課：〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68

TEL023-621-8235

最上総合支庁建設部建築課：〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034

TEL0233-29-1419

置賜総合支庁建設部建築課：〒992-0012 米沢市金池7-1-50

TEL0238-26-6090

庄内総合支庁建設部建築課：〒997-1301 三川町大字横山字袖東19-1

TEL0235-66-5642

山形県住宅情報総合サイト

タテッカーナ

<http://www.pref.yamagata.jp/tatekana/>



★若手大工育成支援プログラムに係る要綱および各様式等は山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」に掲載しています。